

- 域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。
- ・特措法第5条において、県民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案する。
 - ・新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発・普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

⑦ ワクチン

- ・ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
- ・そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンを迅速に供給するために、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、平時から、緊急時におけるワクチンの迅速な開発・供給を可能にするために必要な施策に取り組んでいくことが重要である。
- ・市は、国、県と連携し、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。
- ・新型インフルエンザ等の発生時において、ワクチン接種を進めるに当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑧ 医療

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、国民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。
- ・また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。
- ・感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、市は、平時から県が行う感染症医療を提供する体制整備に協力し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。有事には、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

⑨ 治療薬・治療法

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に、治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要である。

⑩ 検査

- ・新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。
- ・また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。
- ・このため、市は、平時から検査機器の整備・更新及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進め、有事の際は、検査拡充等の体制を迅速に整備する。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生当初から国や JIHS が主導する研究開発について、感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床検査の実施に積極的に協力をする。
- ・状況の変化に合わせて、病原体の性状や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

⑪ 保健

- ・新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県及び保健所設置市（以下「県等」という。）は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。
- ・その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、理解や協力を得ることが重要である。
- ・また、県は、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要がある。

新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

- ・保健所及び環境衛生試験所は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向を把握し、市の効果的な新型インフルエンザ等対策の実施に寄与するとともに、県に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。
- ・保健所及び環境衛生試験所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。
- ・このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があり、国から必要な支援を受け、各機関が一体となって地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑫ 物資

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、国民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。
- ・このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

⑬ 市民生活及び経済の安定の確保

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。
- ・このため、県及び市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民に必要な準備を行うことを勧奨する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、県及び市は、市民生活及び経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。
- ・事業者や市民は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の(1)から(3)までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

(1) 人材育成

(2) 国と地方公共団体との連携

(3) DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

(1) 人材育成

- ・感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。
- ・また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要である。こうした人材の育成については、市において、国や JIHS が実施している「実地疫学専門家養成コース (FETP)」や「感染症危機管理専門家 (IDES) 養成プログラム³⁰⁾」等の各種研修等へ職員を参加させるとともに、これら研修等の修了者等も活用しつつ、感染症対策をはじめ公衆衛生や疫学の専門家等の養成を進め、市における感染症対策の中核となる人材の確保及び育成やキャリア形成の支援を行うことが重要である。
- ・このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、環境衛生試験所等の感染症対策への平時からの関与を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。
- ・加えて、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者 (DMAT、DPAT 先遣隊及び災害支援ナース) について、医療法における位置付けが設けられたことも踏まえて、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、人員の確保等に継続的に取り組む必要がある。
- ・また、あわせて、新型インフルエンザ等の発生時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである「IHEAT³¹⁾」について地域保健法 (昭和 22 年法律第 101 号) における位置付けが設けられたことを踏まえて、

30 「IDES」とは、Infectious Disease Emergency Specialist の略称であり、国内外の感染症危機管理に対応できる人材を養成するためのプログラム。国内外の感染症の知識、行政能力 (マネジメント) 及び国際的な対応能力の習得を図る。

31 「IHEAT」とは、Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略称であり、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

- 支援を行う IHEAT 要員³²の確保や育成等にも継続的に取り組む必要がある。
- ・新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきである。
 - ・また、地域の医療機関等においても、県、市町村や関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体分析や治療薬、ワクチン等の研究開発に従事する研究者及び治験等臨床研究を推進できる人材の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

(2) 国や地方公共団体等との連携

- ・国との適切な役割分担の下、県は、国が定める基本的な方針を基に、感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策を、地域の実情に応じて実施する。
- ・市町村は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担う。
- ・市は、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするため、国、県との連携体制を平時から整えておく。
- ・新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。
- ・市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の職能団体や、商工会議所、大学等の関係民間団体と平時から情報共有を行い、連携体制を確認しておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生の初期段階から迅速に対応するためには、データや情報の円滑な収集や共有・分析等が必要となるため、平時から国、県等との連携体制やネットワークの構築に努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に市民、事業者、関係機関等に対し、できるだけ分かりやすく適切な情報提供・共有を行う。
- ・新型インフルエンザ等対策に当たっては、現場を担う県及び市町村の意見が

32 地域保健法第 21 条に規定する業務支援員をいう。以下同じ。

適切に反映されるよう、平時から国との意見交換を進めておくことや、国と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

① DXの推進

- ・近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発へのデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。
- ・新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。
- ・DX 推進の取組として、国において、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要である。
- ・また、国及び JIHS はワクチンや治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報の収集に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつも、電子カルテから情報を抽出する体制を構築する等、治療薬の研究開発や治療法の確立に資する整備を行っていくこととしている。
- ・これらのほか、国は医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めることとしている。
- ・さらに、国は、DX 推進に必要となる、人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討を進めることとしている。
- ・国におけるこうした取組により、県及び市町村においても DX を推進する必要があるが、DX を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

② その他の新技術

- ・ 新型コロナ対応においては、ワクチンにおける技術革新や、スーパーコンピュータ「富岳」を用いた感染経路等のシミュレーション、携帯電話データ等を用いた人流データの分析、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用した陽性者との接触を通知するアプリケーションの開発等のこれまで感染症対策に十分用いられていなかった新たな技術を用いた取組が試みられた。
- ・ これらのほか、従前よりポリオウイルスで活用していた下水サーベイランスについても、新型コロナ対策への活用が試みられた。近年、新たな技術を用いた医薬品開発や生成 AI 等の技術革新がなされている。新型インフルエンザ等対策においては、新型コロナ対応での取組も含め、国の方針を注視のうえ、新技術の社会実装も念頭に対応を検討することが極めて重要である。

なお、政府行動計画では、上記に加え、「研究開発への支援」、「国際的な連携」の2つを横断的視点として設定し、対策の充実・強化を図っている。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 市行動計画等の実効性確保

1 EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

- ・市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。
- ・感染拡大防止と市民経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する「EBPM」の考え方に基づいて、政策を実施する。
- ・前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

2 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

- ・市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。
- ・新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであり、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。
- ・市や市民が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

3 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

- ・「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。
- ・市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

4 定期的なフォローアップと必要な見直し

- ・訓練の実施等により得られた改善点や、感染症法に基づく市予防計画や医療法に基づく医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化や県行動計画の改定に合わせて、

市行動計画の実効性を確保するための取組

市行動計画について、必要な見直しを行うことが重要である。

- ・定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、市予防計画や医療計画をはじめとする 新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに行われる県行動計画の改定に基づき、市行動計画についても所要の見直しを行う。
- ・新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、県行動計画の改定状況等も踏まえ、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に市行動計画の見直しを行う。
- ・市の行動計画の見直しに当たって、市と県の連携を深める観点から、県から行動計画の充実に資する情報の提供等を受ける。
- ・県は、国から、平時からの対策の充実に資する情報の提供や好事例の横展開、必要な研修等に係る情報の提供等を受けながら、平時からの新型インフルエンザ等対策の取組を充実させる。市は、県の取組について、適宜共有を受け、取組の充実を図る。

5 指定地方公共機関業務計画

- ・指定地方公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。
- ・検討の結果や DX の推進・テレワークの普及状況等も踏まえながら、業務計画の必要な見直しを行う。

第3編 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁を挙げて取組を推進することが重要である。

そのため、市は、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

2 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

- ・市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（総務部、全部局）

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ・市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画を踏まえ、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く³³。（総務部、全部局）
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。（総務部、全部局）
- ・市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。養成等に当たっては、国やJIHS、県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や環境衛生試験所等の人材の確保や育成に努める。（総務部、関係部局）

1-3. 国、県等との連携の強化

- ・国、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実

33 特措法第8条第7項及び第8項により準用する第7条第3項

施する。（総務部、全部局）

- ・国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。（総務部、全部局）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、全市的な危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて庁内調整会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ・国が政府対策本部を設置した場合³⁴や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（総務部、保健所）
- ・市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（総務部、全部局）

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ・市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援³⁵を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する³⁶ことを検討し、所要の準備を行う。（総務部、全部局）

34 特措法第15条

35 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

36 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

市は、感染症危機の状況並びに市民生活及び経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療の逼迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

- ・市は、政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ・市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行³⁷を要請する。（総務部）
- ・市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市又は県に対して応援を求める³⁸。（総務部）

3-1-2. 必要な財政上の措置

- ・市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。（総務部、全部局）

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

- ・市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する³⁹。
市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必

37 特措法第26条の2第1項

38 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

39 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁴⁰。（総務部、関係部局）

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市対策本部の廃止

- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する⁴¹。（総務部）

40 特措法第36条第1項

41 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

1 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析の対象となる情報としては、市内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、市民生活及び経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

市は、平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

2 所要の対応

1-1. 実施体制

- ・市は、国が整備する感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析しリスク評価を行う体制に基づき、市内の情報を収集・分析するとともに、必要な情報を国、県へ提供できる体制を構築する。（保健所）
- ・市は、有事に備え、国、県と連携し、積極的疫学調査⁴²や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。（保健所）

1-2. 平時に行う情報収集・分析

- ・市は、市内外の感染症の発生動向（集団感染、学校における臨時休業の状況等も含む）を把握、分析するとともに、有事における政策上の意思決定及び実務上の判断材料とする。（保健所、関係部局）

1-3. 訓練

- ・市は、国及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。（保健所、関係部局）

42 感染症法第15条

1-4. 人員の確保

- ・市は、有事の際に必要な検査体制に速やかに移行できるよう、環境衛生試験所等の計画的な人員の確保や配置を行う。人員の配置に当たっては、検査を実施する技術職員のみならず、技術職員をサポートする補助職員、情報収集・解析を行う情報系専門人材等を含め検討する。（総務部、保健所）

1-5. DXの推進

- ・市は、国及びJIHSが行う、平時から迅速に情報収集・分析を行うための情報入力の自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXの推進について協力する。（保健所）
- ・市は、医療機関に対して、医師等からの届出に電磁的な方法を活用するよう協力を依頼する。（保健所）

1-6. 情報漏えい等への対策

- ・市は、感染症サーベイランス等から得られた公表前の市内の疫学情報、患者情報、感染症の特徴や病原体の性状の機微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。（総務部、保健所）

第2節 初動期

1 目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報の収集・分析及びリスク評価（情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセス）が迅速に行われる必要がある。

市は、国及び JIHS における感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析に協力するとともに、早期に探知された新たな感染症に関する情報や国による初期段階でのリスク評価等を踏まえ、速やかに有事の体制への移行を判断し、必要な準備を行う。

2 所要の対応

2-1. 実施体制

- ・市は、国が体制を強化する感染症インテリジェンス体制に基づき、当該感染症に関する情報収集・分析に協力する。（保健所）

2-2. リスク評価

2-2-1. 国のリスク評価に基づく有事体制への移行

- ・市は、市内及び県内における発生状況や、国が行うリスク評価等を踏まえ、県とともに医療提供体制、検査体制について確認し、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。（総務部、保健所）

2-2-2. リスク評価体制の強化

- ・市は、国及び JIHS が感染症インテリジェンス体制を強化し、継続的にリスク評価を実施するため、市内における発生状況等を提供するなどの必要な協力を行う。（保健所）

2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

- ・市は、情報収集・分析から得られた情報や感染症対策について、関係機関及び市民に迅速に提供・共有する。（総務部、保健所）
- ・市は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、市民へ分かりやすく提供・共有する。情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（総務部、保健所）

第3節 対応期

1 目的

市は、強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と市民生活及び経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、市民生活及び経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

2 所要の対応

3-1. 実施体制

- ・市は、国、県及び JIHS などから提供される情報や市内の感染状況等を情報収集・分析するとともに、リスク評価を実施する。（保健所）
- ・市は、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。（総務部、保健所）

3-2. リスク評価

3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ・市は、国際機関、研究機関等の情報や、国、検疫所、JIHS 及び県からの情報、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。（保健所）
- ・リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、市は市民生活及び経済に関する情報や社会的影響等についても必要な情報を収集し、考慮する。（総務部、保健所）

3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

- ・市は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。（保健所）
- ・市は、国からまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析

結果について提供があった場合は、今後の対策について検討し、実施について判断するとともに、市民に分かりやすく情報を提供・共有する。（総務部）

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

- ・市は、県、国及びJIHSと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。（総務部、保健所、関係部局）
- ・市は、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。（総務部、保健所、関係部局）

3-3. 情報収集・分析から得られた情報の共有及び公表

- ・市は、情報収集・分析から得られた情報や感染症対策について、関係機関及び市民に迅速に提供・共有する。（総務部、保健所）
- ・市は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、市民に分かりやすく提供・共有する。（総務部、保健所）
- ・市は、情報等の公表を行うに当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（総務部、保健所）

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

1 目的

市行動計画でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

感染症有事には、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、市は、平時から感染症サーベイランスシステム⁴³やあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等の情報を収集し、これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2 所要の対応

1-1. 実施体制

- ・市は、国、県と連携し、平時から感染症の発生動向等を把握できるよう、指定届出機関⁴⁴からの患者報告や、環境衛生試験所における病原体の検出状況やゲノム情報等の共有がなされる体制を整備する。（保健所）
- ・市は、国や JIHS によるリスク評価に基づき、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行う。（保健所）
- ・市は、平時から、国及び JIHS による技術的な指導及び人材育成等の支援を受けるとともに、訓練等を通じて有事における感染症サーベイランスの実施体制について評価・検証を行う。（保健所）

1-2. 平時に行う感染症サーベイランス

- ・市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。（保健所）
- ・市は、感染症サーベイランス体制の強化に向けた研究の一環として、下水

43 感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステムであり、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。

44 感染症法第 14 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関。

- サーベイランス等の患者からの直接的な検体採取を伴わないサーベイランスの実施について、必要に応じて国や JIHS に協力する。（保健所）
- ・市は、指定届出機関から急性呼吸器感染症患者の検体を入手し、インフルエンザの場合はウイルスの型・亜型を分析する。また、国や JIHS 等と連携し、感染症の特徴や病原体の性状を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について関係機関と共有する。（保健所）
 - ・市は、ワンヘルス・アプローチ⁴⁵の考え方にに基づき、国や JIHS、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。（保健所、農林部）
 - ・市は、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。（総務部、保健所、農林部）
 - ・市は、国、県及び JIHS 等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランス⁴⁶による新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を図る。（総務部、保健所）

1-3. 人材育成（研修の実施）

- ・市は、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、有事に必要な人員規模をあらかじめ検討した上で、国、県及び JIHS と連携し、担当者の研修を実施する。（総務部、保健所）
- ・市は、国や JIHS 等で実施される感染症対策等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（FETP-J⁴⁷）、感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業等⁴⁸に、職員等を積極的に派遣する。（総務部、保健所）

45 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

46 感染症法第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく疑似症サーベイランスであり、都道府県から指定を受けた指定届出機関の管理者により、五類感染症の患者（無症状病原体保有者を含む。）若しくは二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症等の患者を診断し、又は五類感染症により死亡した者の死体を検察したときに届け出られる制度。

47 JIHS が、平常時から質の高い感染症サーベイランス体制の維持・改善に貢献し、感染症の集団発生・流行時には迅速かつ的確にその実態把握及び原因究明に従事する実地疫学専門家を養成することを目的に、保健所設置市（地方衛生研究所等含む。）職員や大学等において感染症対策の診療・教育に従事している専門資格等を有する者を対象に実施しているコース。

48 国が、感染症危機に対応できる高度な専門性や経験を有し、横断的な調整能力を有するリーダーシップ人材を育成することを目的に、保健所設置市職員を対象に実施している事業。

1-4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- ・市は、感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、平時から、医療機関等に対して感染症サーベイランスシステムによる発生届等の電磁的届出の促進を図ることなどにより、DXを推進する。（保健所）
- ・市は、令和4年感染症法改正により、発生届等の電磁的方法による届出が努力義務とされたことを踏まえ、平時より医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法⁴⁹による発生届及び退院等⁵⁰の提出を促進する。（保健所）

1-5. 分析結果の共有・公表

- ・市は、感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果について国、県及びJIHSから情報収集するとともに、分析結果に基づく正確な情報を市民に分かりやすく提供・共有する。（総務部、保健所）
- ・市は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（総務部、保健所）

49 感染症法第12条第5項6項、第44条の3の6及び第50条の7に基づき、電磁的方法により届出を行うよう努めなければならない。

50 感染症法第44条の3の6に基づく新型インフルエンザ等感染症の患者、指定感染症の患者（感染症法第44条の9第1項の規定による準用）及び第50条の7に基づく新感染症の所見がある者の退院等の届出であり、厚生労働省令で定める感染症指定届出機関の医師により、新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡したときに、当該感染症指定届出機関の所在地を管轄する保健所設置市及び厚生労働省に届け出られる制度。

第2節 初動期

1 目的

国内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期において、市は、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2 所要の体制

2-1. 実施体制

- ・市は、国において有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行について判断された場合は、実施体制を迅速に整備する。（保健所）

2-2. リスク評価

2-2-1. 有事の感染症サーベイランス⁵¹の開始

- ・市は、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、国から新たな感染症に係る疑似症の症例定義が示された場合は、国と連携の上、当該感染症に対する疑似症サーベイランス⁵²を開始する。（保健所）
- ・市は、新型インフルエンザ等の患者の発生動向等を迅速かつ的確に把握するため、国、県、JIHS 及び関係機関と連携し、患者の全数把握をはじめとする患者発生サーベイランス等を強化する。（保健所）
- ・市は、国の方針を踏まえ、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像や治療効果、国民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。（保健所）
- ・市は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体について亜型等の同定を行い、県、JIHS と結果を共有する。（保健所）
- ・市は患者の疫学情報と検査結果を適切にデータベース化し、分析する。（保

51 有事の感染症サーベイランスにおいても、新たな感染症に対し、症例定義に基づき、患者の発生動向（患者発生サーベイランス）、入院者数、重症者数の収集（入院サーベイランス）、ウイルスゲノム情報の収集（病原体ゲノムサーベイランス）、下水サーベイランス等の複数のサーベイランスを実施する。

52 感染症法第14条第7項及び第8項に基づく疑似症サーベイランスであり、厚生労働大臣から通知を受けた都道府県等が、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生したとき等に、管轄する区域内に所在する病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検索したときに届出を求める制度。

健所)

2-2-2. リスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化

- ・市は、国及び JIHS による感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等についての分析結果や、これらを踏まえた国の初期段階でのリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの実施体制の強化等を行う。（保健所）

2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

- ・市は、国及び JIHS による初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に検討・判断し、実施する。（総務部、保健所、関係部局）

2-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有・公表

- ・市は、感染症サーベイランスにより市内における感染症の発生状況等を迅速に把握し、国、県及び JIHS と連携して、感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報を収集するとともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を市民へ迅速かつ分かりやすく提供・共有する。（総務部、保健所）
- ・市は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（総務部、保健所）

第3節 対応期

1 目的

市は、強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像や治療効果、市民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

2 所要の対応

3-1. 実施体制

- ・市は、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、国やJIHSによるリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。(保健所)
- ・また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。(保健所)

3-2. リスク評価

3-2-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

- ・市は、国、県及びJIHSと連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、医療機関に対して退院等の届出の提出を求める。(保健所)
- ・市は、国、県、JIHS及び関係機関と連携し、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。(保健所)
- ・国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するため、国において、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担・患者の全数把握の必要性を評価し、定点把握を含めた感染症サーベイランスに移行する判断がなされた場合は、市においてもサーベイランスの内容を切り替える。(保健所)
- ・市は、必要に応じ、国が実施する感染症サーベイランスのほか、県等と連携し地域の感染動向等に応じた、感染症サーベイランスを実施する。(保健所)

3-2-2. リスク評価に基づくサーベイランス手法の検討及び実施

- ・市は、国から示された感染症の特徴及び流行状況を踏まえたリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの強化や、対象及び届出対象者の重点化・効率化等を行う。(保健所)

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

- ・市は、国及び JIHS と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえ、感染症対策を迅速に判断及び実施する。(総務部、保健所、関係部局)
- ・また、市は、流行状況や国や JIHS によるリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。(総務部、保健所、関係部局)

3-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有・公表

- ・市は、感染症サーベイランスにより市内における新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、国、県及び JIHS と連携し、感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報を収集するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等や感染症対策に関する情報を市民へ迅速に提供・共有する。(総務部、保健所)
- ・特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、各種対策への理解・協力を得るため、市民に分かりやすく情報を提供・共有する。(総務部、保健所、関係部局)
- ・市は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。(総務部、保健所)

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー⁵³を高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民への情報提供・共有の項目や手段等について整理する。

2 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

- ・市は、平時から、国、県等が公表する情報等を踏まえ、以下の内容等について、市民へ情報提供・共有を行う⁵⁴。（総務部、保健所）

【情報提供・共有内容】

- ・感染症に関する基本的な情報
- ・基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手指衛生、人混みを避ける等）
- ・感染症の発生状況等の情報
- ・新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等
- ・市は、上記の情報提供・共有が有用な情報源として、市民に認知・信頼してもらえるよう、分かりやすい情報提供・共有に努める。（総務部、保健所）
- ・その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。（総務部、保健所）

53 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

54 特措法第13条第1項

- ・なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、県等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。（総務部、保健福祉部、保健所、こども未来部、教育委員会）

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

- ・市は、国、県等と連携し、以下の事項等について啓発を行う⁵⁵。（総務部、企画政策部、保健所）

【啓発内容】

- ・感染症は誰でも感染する可能性があること
- ・感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ること
- ・これらの偏見・差別等は、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等
- ・市は、市の情報提供・共有が有用な情報源として、市民に認知・信頼してもらえるよう努める。（総務部、企画政策部、保健所）

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

- ・感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック⁵⁶の問題が生じ得ることから、市は、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発について、必要に応じて国、県等が行う取組みに協力する。（総務部、企画政策部、保健所）

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

- ・市は、県等と連携して情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ・市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民へ情報提供・共有する内容について整理する。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法に

55 特措法第13条第2項

56 信憑性の高い情報とそうでない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

情報提供・共有、リスクコミュニケーション（準備期）

ついて整理する。（総務部、企画政策部、保健福祉部、保健所、こども未来部、観光文化部、教育委員会）

- ・市は、一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう情報提供、広報等の方法を整理する。また、住民自治協議会をはじめ様々な市民とのチャンネルを活用するなど、市民への周知を図る。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、国から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等に従って具体的な公表方針を決定する。特に発生初期においては、国が市町村を特定できない形での公表を求めていることから、事前に連携協議会等において県及び関係機関と調整を図るとともに、市民への説明と意見交換を丁寧に行う。（総務部、企画政策部、保健所）
- ・市は、国が公表基準等に関して、感染症の特徴等に応じて必要な見直し等を行った場合は、公表方針を柔軟に変更する。（総務部、企画政策部、保健所）

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ・市は、国からの要請を受けて、市民からの相談に応じるためのコールセンター等を設置する準備を進める。（総務部、保健所）